

## 介護保険料の改定について（お知らせ）

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて、3年ごとに基準額が設定されます。

令和6～8年度は、**月額6,000円（年額72,000円）**に変更となりました。

所得段階	対象者	負担割合	年額	月平均
第1段階	○生活保護を受けているかた ○世帯全員が町民税非課税のかた（老齢福祉年金受給者等および本人年金収入等80万円以下のかた）	基準額 ×0.285 (軽減前0.455)	20,520円	1,710円
第2段階	○世帯全員が町民税非課税のかた（前年の合計所得金額+課税年金収入額が、80万円超120万円以下のかた）	基準額 ×0.485 (軽減前0.685)	34,920円	2,910円
第3段階	○世帯全員が町民税非課税のかた（第2段階に該当しないかた）	基準額 ×0.685 (軽減前0.69)	49,320円	4,110円
第4段階	○世帯に町民税が課税されているかたがいるが、本人は町民税非課税のかた（前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた）	基準額 ×0.9	64,800円	5,400円
第5段階	○世帯に町民税が課税されているかたがいるが、本人は町民税非課税のかた（第2段階に該当しないかた）	基準額 ×1.0	基準額 72,000円	6,000円
第6段階	○本人が町民税課税のかた（前年の合計所得金額が120万円未満のかた）	基準額 ×1.2	86,400円	7,200円
第7段階	○本人が町民税課税のかた（前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた）	基準額 ×1.3	93,600円	7,800円
第8段階	○本人が町民税課税のかた（前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた）	基準額 ×1.5	108,000円	9,000円
第9段階	○本人が町民税課税のかた（前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満のかた）	基準額 ×1.7	122,400円	10,200円
第10段階 新設	○本人が町民税課税のかた（前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満のかた）	基準額 ×1.9	136,800円	11,400円
第11段階 新設	○本人が町民税課税のかた（前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満のかた）	基準額 ×2.1	151,200円	12,600円
第12段階 新設	○本人が町民税課税のかた（前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満のかた）	基準額 ×2.3	165,600円	13,800円
第13段階 新設	○本人が町民税課税のかた（前年の合計所得金額が720万円以上のかた）	基準額 ×2.4	172,800円	14,400円

※第1～3段階は、公費による保険料負担軽減後の負担割合および保険料です。

### 用語の説明

#### 老齢福祉年金

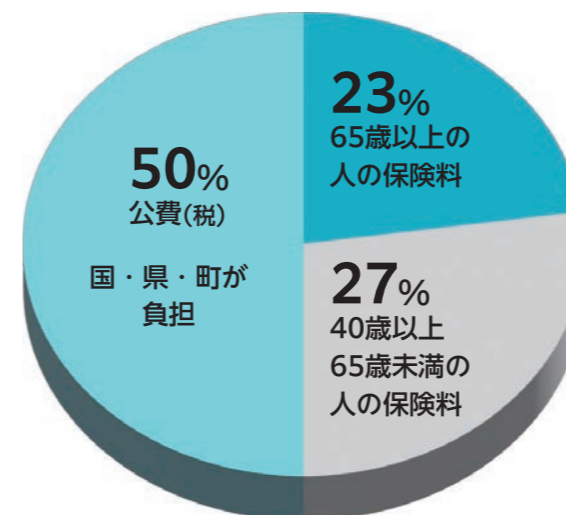
大正5年(1916年)4月1日以前に生まれたかたで、一定の要件を満たしているかたが受給している年金です。

#### 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

## 令和6年度から65歳以上の介護保険料が変わります

### 介護保険の財源割合



65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービス給付費や要介護認定者数の見込みなどをもとに、介護保険事業計画に基づいて、3年ごとに見直されます。

介護保険は、介護や支援が必要なかたを社会全体で支え合う仕組みになっています。みなさんが納める「介護保険料」と「公費」を財源として運営されています。

介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

※40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険（社会保険や国保など）の算定方法により決まります。医療保険と合わせて納めます。

### 主な変更点

#### 【介護保険料基準額】

保険料基準額は月額6,000円になります。

高齢化率の増加に伴い、要介護・要支援者数は年々増加しており、介護サービスを利用するかたも年々増えています。その他、介護報酬の改定や人件費や物価の高騰などもあり、今後も介護給付費の増加が見込まれています。

#### 【保険料の段階数を9段階から13段階に変更】

保険料の段階は、これまでの9段階から13段階に変更され、よりきめ細かく、負担能力に応じた保険料となっています。

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据えて、1号被保険者間での所得再配分機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図りました。

この変更に伴い、これまでの第9段階が細分化され、新第9段階・新第10段階・新第11段階・新第12段階・新第13段階になりました。

介護保険料の段階や金額について、詳しくは次ページの「介護保険料の改定について（お知らせ）」をご確認ください。

### 介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに介護保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。また、これらの措置を受けても保険料を納める義務はなくなりません。

#### 納付期限を過ぎると

督促や催告が行われます。延滞金を徴収される場合があります。

#### 1年以上滞納していると

介護サービス費の全額を一度利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

#### 1年6か月以上滞納していると

介護サービス費の全額を一度利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全額が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料にあてられる場合があります。

#### 2年以上滞納していると

介護サービスを利用した時の利用者負担の割合が引き上げられます。また、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

※災害などの特別な事情で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困った時はお早めに町の担当窓口にご相談ください。